

通知書

下記の疾患は伝染を予防するため出席停止となり、登園するには医師による意見書又は医療機関で診断を受けたことを証明する保護者による登園届が必要です。罹患したものによって必要な対応をお願いいたします。罹患後、登園前日には園に連絡をし、登園初日に意見書又は登園届を持参して下さい。

医師による意見書が必要な疾患

- 麻疹はしか ・ 風疹ふうしん ・ 水痘(水疱瘡)すいとう みずぼうそう ・ インフルエンザ ・ 百日咳 ・ 結核
- 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ・ 侵襲性髄膜炎菌感染症 ・ 新型コロナウイルス感染症
- 腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111 等)
- 急性出血性結膜炎 ・ アデノウイルス感染症<咽頭結膜炎(プール熱)、流行性角結膜炎(はやり目)>

意見書 (医師記入)

けやの森学園・けやの森保育園園長殿

下記の者は集団生活に支障がない状態に回復し、

_____年_____月_____日から登園が可能であると判断します。

_____年 _____月 _____日

園児名： _____

病名： _____

医療機関名：

医師名：

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。この意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

保護者による登園届が必要な疾患

- ヘルパンギーナ ・ RS ウイルス感染症 ・ 溶連菌感染症 ・ マイコプラズマ肺炎
- 手足口病 ・ 感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症) ・ 疥癬かいせん
- 帯状疱疹 ・ 突発性発疹 ・ 伝染性紅斑(りんご病) ・ B型肝炎

※これらの疾患はあくまでも医師の診断が必須です。本園は乳幼児が利用する施設であることを理解し、診断に基づいて各ご家庭で善処して下さいと信じております。

※その他・伝染性軟属腫(水いぼ) ・伝染性膿痂疹(とびひ) ・アタマジラミ症は出席停止の対象にはなりませんが、受診したうえで伝染しないよう処置を施して登園させて下さい。

登園届 (保護者記入)

けやの森学園・けやの森保育園園長殿

下記の者は_____年_____月_____日に_____ (医療機関名)を受診。

集団生活に支障がない状態であり、

_____年_____月_____日より登園が可能と診断されました。

_____年 _____月 _____日

園児名： _____

病名： _____

保護者氏名：